

令和4年7月15日

## 懲戒処分等の公表及び市長、消防長コメント

本市職員に対し、地方公務員法第29条に基づく懲戒処分等を行ったので公表します。

### 記

#### 【事案1】消防職員による庁内ネットワークへの不正アクセス及び人事異動情報の漏えいについて

##### 1 処分等の内容

(1) 処分年月日 令和4年7月15日

(2) 処分内容及び職員の役職階級・年齢・性別

・懲戒処分として停職1月、分限処分として降任 係長級(40歳、男)

・懲戒処分として減給(10分の1)6月 係長級(38歳、男)

(3) 非違行為の概要

本件については、令和2年度から令和3年度にかけて、上司のグループウェアに不正アクセスするとともに、受信メールに添付された人事異動情報を業務用パソコンに保存、閲覧していたものであります。また、そのうち1人については、人事異動情報をパソコンの画面上で他の職員に見せるなどし、人事異動情報を漏えいさせる事態を惹き起こしたものであります。

(4) 管理監督責任

上記の懲戒処分に伴い、部下職員に対する管理監督責任として、管理監督職員8人に対し、下記の処分を行いました。

・訓告 次長級(54歳、男)、課長級(49歳、男)、係長級(44歳、男)

・文書厳重注意 部長級(60歳、男)、課長補佐級(47歳、男)

・文書注意 次長級(55歳、男)、課長補佐級(46歳、男)、(45歳、男)

#### 【事案2】市内の利水環境保全に関する団体に係る不適正な事務処理について

##### 1 処分等の内容

(1) 処分年月日 令和4年7月15日

(2) 処分内容及び職員の役職階級・年齢・性別

・懲戒処分として停職2月、分限処分として降任 係長級(38歳、男)

(3) 非違行為の概要

本件については、本市が事務局を担う市内の利水環境保全に関する団体の令和3年度総会開催に当たり、収支決算及び関係書類等について監査を実施していなかったにもかかわらず、令和元年度分の監査報告書をPDFファイルに読み込み、監事の氏名と印影を画像として切り抜いた後、令和2年度分の監査報告書に貼り付けて総会資料を作成していたことが判明したものであります。

## (4) 管理監督責任

上記の懲戒処分に伴い、部下職員に対する管理監督責任として、管理監督職員4人に対し、下記の処分を行いました。

- ・戒告 課長級 (55歳、男)
- ・訓告 部長級 (57歳、男)、課長補佐級 (49歳、男)
- ・文書厳重注意 次長級 (58歳、男)

## ○市長コメント

職員の服務規律の確保や適正な事務処理等については、これまでも再三にわたり注意を喚起してきたにもかかわらず、本市職員がこのような不祥事を惹き起こしたことは極めて遺憾であり、市民の皆様に対し深くお詫び申し上げます。

また、市内の利水環境保全に関する団体に係る不適正な事務処理につきましては、関係者の皆様に対し深くお詫び申し上げますとともに、このような事務処理が再び行われることのないよう全職員に対し改めて指導してまいります。

当該職員並びに管理監督職員に対しては、厳正な処分をもって対処いたしました。

今後、再びこのような事態を惹き起こすことのないよう、職員に対し全体の奉仕者としての責務をしっかりと認識させ、倫理観の高揚を図るとともに、法令の順守と服務規律の確保、適正な事務処理に努めてまいります。

## ○消防長コメント

市民の皆様のご生命、財産を保護することが職責である消防職員が、職場内でこのような行為をしていたことは、決して許されないことであり、市民の皆様に対し深くお詫び申し上げます。

今後、再びこのような事態を惹き起こすことのないよう、職員一人一人が高い倫理観を持ち職務に精励するよう指導するとともに一日も早く市民の皆様のご信頼を回復できるよう最大限努めてまいります。

### 〔問い合わせ〕

#### 【処分に関するもの】

総務部人事課 TEL：0220-22-2145 (直通) 担当：課長 幡江 健樹

#### 【事案1に関するもの】

消防本部消防総務課 TEL：0220-22-3119 (直通) 担当：課長 佐々木 祐也

#### 【事案2に関するもの】

産業経済部農林振興課 TEL：0220-34-2709 (直通) 担当：課長 小野寺 仁